

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		2021年 7月26日					
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都千代田区二番町8番地8		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 株式会社 セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役社長 永松 文彦 電話03-6238-3711					
主たる業種	コンビニエンスストア				細分類番号	5 8 9 1	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則		<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	令和2年4月から令和5年3月まで						
基本方針	セブン&アイグループの「環境宣言」「地球温暖化対策に基づく基本方針」に基づき、CO2排出量の削減に努める。						
計画を推進するための体制	京都地区のオペレーションを中心に、加盟店向け省エネ啓発を継続的に実施するとともに、ISO14001に基づく環境推進体制を構築し、建築設備本部を中心に省エネ型の販売設備の開発・導入を積極的に進める。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (29~1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	16,386.7 トン	15,787.2 トン			-3.7 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	16,156.4 トン	15,787.2 トン			-2.3 パーセント	
実績に対する自己評価		昨年度に比べ店舗数は8店舗増加したが、店舗に向けての省エネ施策等の効果により、1店舗辺りのエネルギー使用量が減少し3.7%削減することができた。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率
	店舗	事業活動に伴う排出の量 (t-CO2/千㎡)	243.16	226.89			-6.69 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価		昨年度に比べ店舗数は8店舗増加した原単位値である延べ床面積も1.86千㎡増加した。1店舗辺りのCO2排出量の削減の取組を行ったことで、1店舗のCO2排出量がへり6.7%削減することができた。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考	
		166.0 パーセント	144.0 パーセント				
具体的な取組及び措置の内容	(2)年度	<ul style="list-style-type: none"> 店舗への省エネ活動の啓蒙活動 設備更新 (LED照明: 22店舗/1Hフライヤ: 22店舗/冷設設備: 52店舗) 太陽光発電の設置 (2021年3月末時点: 82店舗) 					
	(3)年度						
	(4)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	地区事務所勤務所は車両通勤を原則禁止。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	上記の取組が浸透しており、本年度も計画どおり実施する。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> セブン-イレブン記念財団を通じた、環境市民団体への助成活動を継続実施。 CSRレポート・ホームページ等での情報発信 石油由来のプラスチック使用量の削減に取り組むため、お客様に提供するレジ袋はバイオマス素材30%配合環境配慮型のみを推奨 						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。